

カント「判斷力批判」成立に關する一考察（承前）

西 田 秀 穂

十

それでは「趣味判斷」とはいかなる判斷であるか。

「趣味判斷」は、それが普遍的賛同 (allgemeine Bestimmung) を提供するといふ點において、論理的なるものをもつ。……しかし、一種の感性的判斷、すなはち、各個人に對してのみ妥當する感情の判斷である。その限りにおいて論理的判斷から區別される。⁽¹⁾ すなはち、趣味判斷は論理的、従つて認識判斷ではなく、ただ主觀——そしてその「感情」にのみ關係づけられるところの判斷である。それは自己自身を感じる主觀の「生命感情」に關係する。⁽²⁾

「認識諸力一般の活動 (Spiel) に於ける——生命促進 (die Beforderung des Lebens) の——快が趣味である。」⁽³⁾ 此の際、對象の存在には「無頓着 (gleichgültig) である。」⁽⁴⁾ 「あらゆる關心なくとも満足と興へるものは美である。」この「無關心性 (Interesselosigkeit) によつて「趣味判斷」(「純粹美的判斷」) は、「快適 (das Angenehme) 及び「善」(das Gute) すなはち、「有益 (das Nützliche) と「完全性 (das Vollkommene) に關する判斷から區別せられる。」⁽⁵⁾ なぜならば、「快適」及び「善」に關する判斷は常にその對象における關心と結びついてゐるからである。「趣味判斷」は單に「靜觀的 (contemplativ) である。また、それはいかなる「概念」にも基かない。對象についての満足と、「概念」に基ける場合、それは「美」ではなく「善」となる。「概念において満足と興へるものは善である。」⁽⁶⁾

このやうな「趣味判断」も、一種の普遍性をもたなければならぬ。他人に對しても妥當する判断でなければならぬ。しかもそれは認識判断ではない。従つて「概念」を媒介とし、客觀的に妥當する判断ではありえない。「満足」の普遍妥當性——すなはち、概念によるのではなく直觀における——は表現しがたい（das Schwingen）^(七)の「趣味判断」の普遍性の問題。これに關し、「趣味論」及び「天才論」についてカントが久しく抱いてきた「心情諸力の調和」といふ考へが、はたらき始めるのである。

「直觀」ではなくして「直觀の能力」としての「構想力」と「概念」ではなくして「概念の能力」としての「悟性」との調和、乃至相互間の活動（„Bewegung“ or „Spiel“）が問題となるのである。

「美」が可能であるといふことは、直ちに「美」が一種の對象として可能となること、すなはち、一種特別な「認識」として可能なることと考へられた。^(八)ゆゑにカントの眼は、認識活動（作用）の中心ともみられる「純粹理性批判」の「圖式論」に向けられたのである。

ここでは、認識のための「直觀」と「概念」の結合の問題が取り扱はれた。「直觀」は客體の一定の概念によつて規定せられねばならない。その普遍性は「概念」による客觀的普遍性であつた。ところが、「趣味判断」は決して「概念」によつて規定されることのない判断である。「判断」（„Urteil“）といふよりも、むしろ「判定」（„Beurteilung“）と呼ばれるべき一種の判断である。或る意味からいへば、「判断以前の判断」とも呼ばるべきものである。ここにおきて、「認識要素の一般的名稱」である「直觀」と「概念」との關係は、「それに屬する心情諸力」すなはち「構想力」と「悟性」との關係に移されるのである。——しかも、これは「趣味論」における心情諸力の關係に一致するといふ理由も含めて。——

しかし、この際「認識諸力」の調和的活動といふ表現が、かつて「趣味論」に關して用ひられてゐたと同様にみられ

るにしても、その意味は餘程違つてきてゐる。これは先にも觸れたことであるが、會つては直接に、「快の感情」「生命感情」に結びつけられてゐたのである。その意味は、經驗的・心理學的なものにすぎなかつたのである。

これに對して、今の場合には「判断」及び「認識」といふ媒介者が入つてきてゐる。「美」は一種特別な認識として取扱はれようとしてゐる。従つていちじるしく論理的な意味を帯びてきてゐるのである。その間に、カントが、「圖式論」における認識關係を顧慮してゐることは明かである。^(九)彼は、「趣味判断」においては、認識における「直観」と「概念」との結合關係を、それらの代りにそれらの主觀的機能である「想像力」と「悟性」との關係をとつてきてこれを「美」の場合に當てはめることにより、かの「圖式論」の關係を、いはゞ一種の主觀的側面に移したと考へるのである。

このやうにみてくれば、カントが趣味の原理を求め、その一方法として「認識要素の一般的名稱」及び「それらに屬する種々の心情能力」を省みた時、先づ彼の目にとまつたのは、恐らく「趣味論」及び「天才論」自體の中に見られた「心情諸力」「認識諸力」の調和といふ思想ならびに表現であつたであらう。だが、ほとんど同時に彼の頭には——「趣味」の問題を「趣味判断」として扱はうとしたカントには——かの「圖式論」における關係が浮び上つたに違ひない。すなはち、われわれはカントが、「趣味論」からとりきたつた「心情諸力の調和」といふ素材——經驗的心理學的な——を、かの「圖式論の關係」によつて論理化し、それに「形式」を與へたと解することができよう。

「趣味判断」は一定の概念によつて規定されず、従つて「認識判断」——特別な「認識判断」と考へることは、できるが——ではない。しかもそれは一種の普遍性——カントは後にこれを「普遍妥當性」(Gemeingültigkeit)として論理的普遍性の場合から區別してゐる。⁽¹⁰⁾——をもつものでなければならぬ。

「客體のいかなる概念によつても規定されない、(客觀的に) 妥當する判断はいかにして可能であるか。」
これに對して、種々の「概念」になほその明確さを缺く點はあるが、カントは次のやうな解決を見出してゐる。⁽¹¹¹⁾

「もし判断が客體一般のためにあらゆる認識能力の一致する關係を表明する場合、従つて、判断が單に認識諸力相互間の交互的促進 (die wechselseitige Beförderung) のみを表明する場合には、(この關係は) 意識せられるであらう (es gefüllt wird)。しかし、その時には、或種の客體についてのいかなる概念も、以上のやうな感情を作り出すことはなく、むしろただ種々たる概念を作り出すにとどまるであらう。」⁽¹¹²⁾

「もし假りに、判断が客體に(これは正しい表現ではない)——そしてただその概念を媒介として主觀に關係するとすれば、しかしそれにも拘はらず或る客體の一定の概念も、また、規則に従つて規定しうる(概念の) 主觀への或種の關係によつても、その判断を必然的なものとしなさい、……そのやうな場合には、判断は認識一般の心情諸力によつて、客體一般に關係しなければならぬ。けだしその際には、一定の概念ではなく單に——概念一般によつて傳達可能となる——認識諸力の活動の感情のみが、判断の根拠を含むところのものであるから。快はかゝる判断に屬するものである……。」⁽¹¹³⁾

„Reflexion zur Anthropologie“ に残された以上の「記註」は、カントがいかにして「趣味判断」を「論理的判断」から區別し、しかも、彼がその普遍妥當性の問題を、「論理的判断」の場合との對照において求めようとしたかをわれわれに教へる。

「趣味判断」は、客體を概念に關係せしむることなく、「満足」及び「美」といふ述語に關係せしめて規定する。従つて、この關係におけるかの認識諸力の主觀的統一は、ただ感情によつてのみ意識されるものでなければならぬ。かやうにして「趣味判断」の普遍妥當性の解決は興へられる。すなはち、認識諸力、構想力と悟性との自由なる統一——ただしそれらが、認識一般にとつて必要なやうに互ひに相合致する限りにおいて——活動 (Spiel) における心

意状態^(四)。これが、「趣味判断」において各人に妥當するところのものである。

「趣味判断」の普遍性は、客體についての概念に基かないところのもの、従つて論理的でなくして美的 (ästhetisch) である。詳しくいへば、それは判断の客觀的量を含まずただ主觀的量を含むのみである。従つて、その普遍性は或は「主觀的普遍妥當性」——カントに従へば——である。^(五)

従つて、「趣味判断」の普遍性は、「主觀的普遍妥當性」であり、これが要求するところのものは、上に述べた「認識諸力の自由なる活動における心意状態——それはただ快の感情としてのみ意識される——」であるといふことにな
る。

註 (一) Ak. Ausg. XV. N. 993.

(二) *ibid.* N. 988.

(三) 上掲「實踐理性批判」の「純粹理性の方法論」の引用参照。

(四) *ibid.* N. 989.

(五) *ibid.* N. 989, u. O. Schlapp. *ibid.* S. 278.

(六) *ibid.* N. 989.

(七) *ibid.* N. 993.

(八) *vgl. Kr. d. U. S. 23. § 48.* 特て「自然美」についてこのやうな考はみられる。「自然美は或る美なる事物であり、藝術美は或る事物の美なる表象である」(§ 48)

(九) *vgl. Kr. d. U. § 35.*

(十) *ibid.* § 8.

(十一) Ak. Ausg. XV. N. 988.

(十二) *vgl. Kr. d. U. § 9.*

(十三) „Reflexion“ 中においてカントが書いてゐる。「客體一般」「認識一般」「概念一般」なる思想と表現とは、後に——「判斷力批判」においては——「認識一般」といふ概念に統一された。

(十四) Kr. d. U. § 8.

十一

上に引用した „Reflexion“ には、「認識諸力」に關して、次のやうに述べられてゐる。

「認識諸力は、それらが悟性へと一致する限りにおいて、機智及び構想力である。判斷力は單に兩者の合致を、(一つの場合として) 具體的に可能ならしむるところの能力である」と。すなはち、悟性的な性格をもつた「機智」及び「構想力」が認識能力であり、この兩者を合致せしめるところのものが「判斷力」である。

機智は「積極的な認識能力である……」(一)。「機智」はこのやうに「認識能力」ではあるが、それは嚴密に認識論的意味において考へられてゐるのではない。單に「人間學的」な、また、經驗的・心理學的な意味をもつにすぎない。

「機智」は特に「天才概念」及び「趣味論」と密接な關係をもつてゐる。カントが、「美しき藝術」には、「構想力・悟性・精神及び趣味」(二)が必要であると考へてゐるに對して、ポイムラーによれば、ゴットシェットは「詩」に關して、「旺盛なる想像力・豊かなる識別力・機智及び博識」を要求してゐる。これによつて「機智」は「精神」に該當するものであることがわかる。それでは、このやうな「機智」或は「精神」と呼ばれる能力とは、いかなるものであるか。「機智は心情を活氣づけ、そしてそれを多様性へと導く……」(三)すなはち、「機智」は心情を「生氣づける」ところの能力である。そしてまた、これは「美的理念の表現の能力」に外ならない。(四)ところが「美的理念」は構想力の表象によるもの、「美的理念の能力」は「構想力」なのである。(五)

ゆゑに、先に「認識諸力」としてあげられた「機智」及び「構想力」は決して別々の二箇の能力と考へられるべき

ではないであらう。それは同一の能力の二つの違つた「機能面」を表現したものと考へられるのである。それではなぜ、同一能力と考へられるものが、その機能によつて「機智」及び「構想力」とに別けられねばならなかつたか。

この問題は、「構想力」の能力を反省することによつて、自然に解決へと導かれる。すなはち、かの「圖式論」において考へられたところの「構想力」は、「直観」と「概念」とを結合するといふ特殊な役割をもつた能力、「圖式」を作りだすところの「先驗的（生産的）構想力」であつた。このやうな「構想力」を考へることによつて初めて、認識は成立し、認識の「先天性」は認められたのである。

今、「趣味判断」が、その普遍妥當性の先天的制約として、「判断」の主觀的制約たる認識能力の活動——それが認識一般に屬する限りにおける——を要求する場合、その「認識諸力」の一つであるところの「構想力」は、當然「先驗的構想力」の意味をもつものでなければならぬ。また、このやうな意味をもつものであればこそ、「趣味判断」の先天性も認められるのである。すなはち、「構想力」は「悟性」との関係において、「趣味判断」の普遍妥當性の基礎づけを企てる作用面をもつものである。

従つてこれを要約すれば、「機智」は心情を生氣づけるところの作用を、「構想力」は「趣味判断」の普遍性の基礎づけをするといふ作用を。前者は「感情」に關し、經驗的・主觀的に。後者は「認識」に關し、先驗的に。

この二つの作用が、「構想力」(廣義の)といふ概念に統一される。

「美的理念」の能力、また、「天才」のために要求せられる「構想力」はこのやうな意味をもつものである。

カントが、「認識諸力」として「機智」と「構想力」をあげ、同一能力をその作用により區別して、二つの表現を當てた所以はここにあつたのであらう。そこに、認識能力として考へられる「先驗的構想力」より、いはゞ、「藝術的構想力」——「想像力」——への變化が認められるのである。

この「構想力」の意味の變化は、カントが「認識諸力」の活動といふ考へを、先づ「天才論」乃至「趣味論」にお

して認め、これを「圖式論」の認識關係にもち込んだ、いはゞ、前者からえた「素材」に後者の「形式」を與へるといつたやうな、趣味原理發見上の事情を反映するものではなからうか。

「趣味判断」の普遍妥當性、それはこのやうな「構想力」と「悟性」との自由なる活動における心意狀態を指すものでなければならぬ。

註 (一) O. Schlapp, *ibid.*, S. 268.

(二) *vgl.* Kr. d. U. § 50.

(三) Brünner, *ibid.*, S. 159.

(四) O. Schlapp, *ibid.*, S. 268.

(五) *vgl.* Kr. d. U. § 49. 「美的意義における精神とは、心悟における生氣づけの原理をいふのである。」

(六) *vgl.* *ibid.*

十二

次にわれわれは「自由なる活動」といふ概念を検討してみよう。

先づ、この「自由なる活動」といふ概念は、「認識諸力」の主觀及び客觀に對する關係を表はすものである。すなはち「趣味判断」は決して對象に關係し、また、その概念によつて規定されるものではない。その意味では、この認識活動は「不確定的」(*unbestimmt*)である。しかし、なほ與へられた表象を機縁として、それは主觀に、主觀の感情に關係するところの判断である。すなはち、「自由なる活動」は、「趣味判断」における認識作用の「主觀」への關係を示すところの概念である。或る意味において、「趣味判断」に論理的契機を附與するものである。この「活動」が單に „Bewegung“ 或は „*einhellige Tätigkeit*“ と表現せられる場合には、主としてこの意味をもつものと

考へられ、これに對して、„Spiel“ 或は、„Harmonie“ と表現せられてゐる場合には、「論理的」といふよりもむしろ、「心理的」「經驗的」な要素をより多く含んでゐると考へられる。

„Spiel“ なる表現ならびに思想は、カントにおいてはすでに、一七七〇年前後、すなはち一七七一(?)年における論理學の講義中にもみられる。⁽¹⁾「心情諸力の活動」といふ考へは、元來ライプニツの心理學と關係をもつのであるが、直接にカントに影響を與へ、また、カントをしてこの概念を、美學上の概念として取り上げしむるに至つたのは、メンデルスゾーンであつた。⁽¹¹⁾

メンデルスゾーンは、すでに一七六一年、その「ラプソディー」(„Rhapsodie“) 中に、後にカントが使つたとほとんど同様な意味において、「調和的遊動」(„das harmonisches Spiel“) としふ概念を用ひ、これによつて「感情」の問題を解決せんとしてゐる。従つて、„Spiel“ としふ概念は、決してカントに特有のものではなく、その時代に一般なるものであつた。

カントは、„Spiel“ についで次のやうにしたためてゐる。

「遊戯は目的なき活動 (eine Beschäftigung ohne Zweck) である。⁽¹²⁾」それが持續するかぎり満足を與へ、また、意圖なき活動である。従つて (最後に目的を達することによつて) 快感をうるのではなく、それが持續するかぎり樂しみを與へるものである。⁽¹³⁾

一方、また、次のやうにも説明してゐる。「われわれは遊戯に際しては、理念或はテーマ (Ihema) ——それは全活動を一貫する唯一の表象である——をもたねばならない。すなはち、統一によつて生氣づけが一層完全になるため⁽¹⁴⁾」そしてこの場合カントは、「仕事」(Geschäfte) を「目的」として「理念」に當るものと考へてゐるのである。⁽¹⁵⁾

しかし、「遊戯」の本質からいつて、それはこのやうな目的をもつところの活動ではありえない。「遊戯」は「目的なき活動」である。従つて、後の説明における「理念」或は「テーマ」として、われわれは「遊戯活動」それ自

身以外の何ものをも求めることはできない。(六)

「認識諸力」の „Spät“ は、このやうな意味をもつた活動である。「悟性」及び「構想力」の統一は、ただ「活動」といふ一種の理念にのみ見出される。(七)。「活動自身」がその統一の活動であり、それがまた「活動」の目的でもある。

「認識諸力」の活動におけるこのやうな關係は、それが、「内的因果性」を含むものであることを示す。(八)これは一定の目的をその根柢に置くことなく、しかもそれが「合目的的」(zweckmässig)なる關係、いひ換へれば、「合目的性の單なる形式」・「目的なき合目的性」を表示するところのものである。

われわれは今、「趣味判断」の原理に達した。すなはち „Spät“ といふ概念の分析によつてえられた合目的性の概念、「目的なき合目的性」と呼ばれるものがそれである。しかも、このやうな「合目的性」は、單に「認識諸力」の「調和的活動」において成立するところの——「感情」による意識としてのみ認められるのである。この「快」の感情、それは表象そのものゝ状態、及び認識諸力の活動を、なんらそれ以上の意圖なくして持続せしめようとする。われわれが、美なるものゝ觀照において低徊 (weilen) するのは、この觀照が己れ自らを絶えず強め、また再生せしめるからなのである。(九)そこに認められる快感の因果性は、「趣味判断」における「目的なき合目的性」——「主觀的形式的合目的性」——をその根據とするところのものである。従つてわれわれは、次のやうにいふことができよう。

「感情」の先天的原理は、「認識諸力の調和における主觀的合目的性」であると。

一七八七年十二月廿八日、カントがラインホルト宛の手紙の中で書いてゐる新しい原理、「從來のものとは別な先天的原理」とは、以上のやうなものであつたと思はれる。

われわれはその手紙に示された三つの事項を手懸りとして、ここまで到達した。先づその原理は「趣味批判」において見出された。特に趣味判断における「認識諸力」の反省は、われわれをして決定的な解決へと導くことゝなつた。

そして、えたところの原理は、「主観的合目的性」の原理として、「目的論的原理」であつた。カントが、「趣味批判」を「目的論」として考へてゐるのも、それがこのやうな「目的論的原理」に基くものであつたからである。

それではこれによつて、かの手紙が含むところの諸問題は解決されたか、といへば、そうではない。なほ重要な問題が残されてゐる。

彼はその手紙で次のやうに書いてゐた。

「理論哲學と目的論と、それから實踐哲學。この中勿論第二のものは先天的な規定根據の最も貧弱なものと思はれる」と。「目的論」が「先天的規定根據」に最も貧弱であるとは、どういふことを意味するのか。先づこれが残された問題の一つである。

次に、「人間の心情の中に體系的なものを發見せしめた」といひ、また、「この體系的なるものが、やはり私をここまで《感情の原理探求へ》導いて呉れたのだ」と述べてゐるが、カントが考へてゐるところの「人間心情における體系的なるもの」とは何を指すのか。

最後に、上に見出されたところの「目的論的原理」は、すでに、「反省的判斷力」の原理として考へられてゐたであらうか、どうか。この問題は、「趣味批判」より「判斷力批判」への移行を決定するものであるゆゑに、特に重要である。

以上三つの問題につき、順を追つて検討を加へてみよう。

註 (I) O. Schapp, S. 57.

(II) vgl. *ibid.*: S. 132, S. 414.

(III) Reflexion zur Anthropologie, N. 807.

- (四) *ibid.* N. 810.
- (五) *ibid.* N. 811.
- (六) *vgl. O. Schupp, ibid.* S. 384. 「遊戯とはそれ以上の目的なくして満足を興へるものである。」
- (七) *Reflexion*, N. 811.
- (八) *vgl. Kr. d. U.* § 12.
- (九) *vgl. Kr. d. U.* § 13.

十三

カントは、その „*Reflexion*”⁽¹⁾の中に次のやうに書いてゐる。「もし假りに、或る判断が各人に妥當することを主張するやうな種のものであり、しかもその際、あの必然的な一致のための經驗的ならびに先天的證明のすべてを排除するやうな場合には、判断はその表象をわれわれの認識諸力の超感性的なる規定（超感性的使用）の原理に關係させる。——或ひは、客體の表象様式を感性的ではなく主觀の超感性的規定に關係させる。なぜならば、その判断は、普遍的に妥當すべきものであり、従つてそれは一つの原理をもたねばならないからである。しかし、その判断には感性の對象に關して、悟性或ひは理性使用の規則といつた風の證明根據は可能なのであるから、それは認識能力（一般）使用の（使用を規定する）原理、——それは、認識能力の超感性的規定に基づくものであるか、或ひはそれに關係するところのものである——をもたなければならぬ。……この規定（乃至原理）を顧慮してのみ、このやうな判断が行はれるのである。」

この説明において考へられてゐる「判断」は、勿論「趣味判断」である。それはいかなる概念——悟性及び理性の——によつても規定されえないところのものであり、ただ、「主觀」に、そして「主觀の感情」にのみ關係するところの

ものである。「美」は、特殊な「認識」として、「認識諸力」の關係より論じられたが、しかし、それは對象の概念に缺けるところの判断、その普遍性は、概念の媒介なきところのもの、すなはち、一種の「普遍的な投票」(allgemeine Stimme)と考へられた。(11)

「悟性」及び「理性」の概念によつて規定を受けないところの判断、しかもその普遍妥當性を要求するところの判断、それはただ「主觀的合目的性」の原理を規定根據としてのみ可能なのである。しかし、それが、ただ「主觀的關係」においてのみ考へるところのものである限り、「悟性」乃至「理性」の立法に基づくところの場合と比較して「規定根據が貧弱」であることは免がれないところであらう。「理論哲學」「實踐哲學」に比して、「目的論」が、「先天的規定根據」の最も貧弱なものであると考へられたのはこの意味においてであらう。

それではカントは、この「趣味判断」の「合目的性の原理」をいかにして先天的ならしめてゐるか、といへば、それは常に「認識一般」といふ條件においてあつたと答へうるであらう。すなはち、直觀の能力たる「構想力」と、概念の能力たる「悟性」とが、「認識一般」にとつて必要なやうに合致する限りにおける心意状態、これが「趣味判断」を普遍的に、ただし「主觀的に」——妥當する判断ならしめるものであつた。

カントが考へてゐるところの「認識一般」さらに「認識諸力」が「認識一般」に調和するとはいかなることを意味するのであらうか。これについて彼はあまり明瞭には述べてゐない——「判断力批判」においても——ので、われわれがその眞意を理解することはなかなか困難である。

カントは次の様に述べてゐる。

「普遍的に傳達せられうるところのものは、けだし、認識及び認識に屬する限りにおいての表象より以外のものはありえない。なぜならば、その限りにおいてのみ、この表象は客觀的となるのであり、そして客觀的たることによ

つてのみ、それはすべての人の表象力を、そこへ合致すべく餘儀なくせしめるところの、普遍的結合點を有するからである。^(三)

このやうな思想は、彼をして「美」を特別な「認識」として取り扱ふに至らしめたのであるが、さらに彼が「趣味判断」の普遍性を問題とする場合には、このやうな考へは、一層強く彼にはたつきかけたものと考へられる。すなはち、「趣味判断」においては、「直観」と「概念」とが調和するのではなく、——この場合には、單なる認識判断となるから——直観の能力たる「構想力」と、概念の能力たる「悟性」とが、互ひに調和し合ふところの關係であつた。それは決して一定の認識を目指すものでもなく、また、それに關係するものでもない。しかも、「普遍性」はただ「認識」及び「認識に屬するところの表象」に關するものにおいてのみ認められる。

ここにおいて彼が考へついたのが、「認識一般」といふ概念であつた。すなはちこれによつて彼は、先づ「趣味判断」を、——直接には「構想力」及び「悟性」の活動を——單に「認識」への方向に向けようとしたのである。^(四)

次に、「認識一般」は、特定の認識のすべての場合に通ずる普遍的條件と考へられる。^(五) すなはち、「認識」そのものの普遍的な「形式」と考へられる。しかし個々の認識は、經驗的認識であるゆゑに、その「すべて」に通ずる「普遍的な形式」は、先天的な形式であると考へられる。ところが、この場合における先天的な認識の形式は、特に「構想力」と「悟性」——「認識能力」が、それに向つて調和すべき條件であるから、それは「形式的」であると同時に、「主観的」——「認識諸力」は「認識の主観的機能」であるゆゑに——*subjective*であることとなる。ゆゑに、「認識一般」は、あらゆる認識に通ずる「先天的な主観的形式」と見做されるのである。

このやうな「認識一般」をその認識諸力の調和の條件としてある「合目的性の原理」の規定根據には、「趣味判断」の普遍性、そしてその「先天性」が認められるわけであるが、一方、「趣味判断」そのものゝ獨自性は危くなるのである。なぜならば、一般の認識の場合にも、やはり「構想力」と「悟性」とは協同してはたらくからである。

このやうにカントは、「規定根據」の貧弱さを、「認識一般」といふ概念によつて補ふとともに、——それは「趣味判断」の獨自性を危くするものであるゆゑに、——さらに「趣味判断」の普遍性の裏づけを別の「超感的規定」乃至「規定の原理」によつて企てようとしたのである。

これは、「趣味判断」の「目的論的原理」による基礎づけの貧弱さを補はうとするカントの意圖を示すものと考へられる。

この「認識能力の超感性的なる規定の原理」について、カントは、先の „Reflexion“ 中には、説明してゐないので、われわれはこれがいかなるものであるかを、測りがたい。しかし、その最後の方に、「趣味判断」の構想を示すものと考へられる一聯の記述があるが、われわれはその一部にこの原理と關係をもつかと思はれる言葉を見出すのである。すなはち、

Vom Interesse am Geschmack—den Gemeinsinn.—Mittelbarkeit der Empfindungen. Humanitas……

この最初のものはわれわれにとつて今問題はないが、第二のもの以下の記述は、直接間接に重要な意味をもつてくる。先づ、「共通感」なるものは、今までにみられない——「純粹現性批判」にも「實踐現性批判」にも——新しい概念であるといふこと。従つて、特に「趣味判断」のために考へだされたものに違ひないと思はれること、さらにこれは、「感情の傳達可能性」及び「人間性」といふ概念と聯關をもつと考へられること。

今假りに、「趣味判断」が、——「認識判断」と同様に——一定の客觀的原理をもつものとすれば、このやうな原理に依つて判断を下す人は、自己の判断の無制約的必然性を要求することができるであらう。しかし、一方、「趣味判断」が、單なる感官的趣味 (Sinnengeschmack) の場合のやうに、全くなんらの原理をもたないのであるとすれば、その判断の必然性といふやうなものは、全く人の考慮に上らないであらう。従つて「趣味判断」は、「概念」に

よらず、ただ「感情」によつて、しかも普遍的に何が満足を與へ、何が不満足を與へるかを規定するところの一種の「主觀的原理」を有しなければならぬことになる。カントは、このやうな原理として「共通感」といふものを考へたのである。^(六)

しかも、「それは心理學的考察を土臺としてではなく、むしろあらゆる論理學において、及び懷疑的ならざるあらゆる認識原理において前提せられねばならない、われわれの認識の普遍的傳達性なるものの必然的制約とせられるのである。」^(七)正にこれこそ、カントがかの、Reflexion“中において、「超感性的規定」と考へてゐたところのもの、「趣味判断」の普遍性を必然ならしめるものでなければならぬ。

カントはさらに、「共通感」なるものを、それは一個の「當爲」(Sollen)を含むもの、單なる「理想的規範」にすぎないものと説明してゐる。この原理は單に主觀的なるものではあるが、しかも、「主觀的に普遍的なるもの」——各人に必然的なる「理念」(,Idee“)と考へられ、「理性」が要請するところのもの。その規定根據は恐らく「人間性」(Humanitas)そのものに、「人間性の超感性的基底」(das übersinnliche Substrat der Menschheit)として考へるところのものに存在すると考へられる。^(八)

これによつてカントが、「共通感」——「感情の傳達可能性」・「人間性」と列記したところの意味が理解されるのであり、同時に、「超感性的規定」と考へられたものが、何を指すか、明かとなるのである。^(九)

註(一) *Ibid.* N. 902.

(二) *vgl.* Kr. d. U. § 8.

(三) *Ibid.* § 9.

(四) *vgl.* H. Cohen, *Kants Begründung der Aesthetik*. S. 174.

(五) *vgl.* Kr. d. U. § 9. u. H. Cohen, *Ibid.* S. 175.

(六) *vgl.* Kr. d. U. § 20.

(七) *Ibid.* § 21.

(八) *Ibid.* § 21.

(九) しかし、趣味判断の普遍性の主觀的原理と考へられた「共通感」も、これがあらゆる認識原理において前提せられなければ

ばならないと考へられる限り、趣味判断の普遍性を基礎づける獨自の原理とは考へられなくなる。

十四

次にカントが、先の手紙の中で述べてゐる「人間の心情中における體系的なるもの」とは何をいふのであらうか。先づ「不快の感情」が、彼の批判哲學の體系にとつて、その先天的原理が求めらるべき最後の領域であるといふ考へは、よほど以前からカントの念頭にあつたであらう。

しかし發見さるべき「感情」の原理が、いかなる種類のものであるかは、カントにとつて久しい間の問題であり、手紙にもみられるやうに、その先天的原理は「不可能」であることさへも考へられてゐたのである。ところが、實際にはこの先天的原理が發見されることとなつた。それでは何が彼をして、原理發見に導いたのであるか。「不可能」とさへも考へられてゐた先天的原理がいかにして發見せられたのであるか。——

これに對して、この原理發見の重要な契機となつたのは、先づ第一に「目的論」の問題であつたと考へられる。すなはち、當時のカントにとつて、「目的論」は重要關心事であつた。彼は、同じ手紙——一七八七年十二月廿八日附——の最初の部分に、「ただ今同封の一文をお送りしますから、なにとぞ『デル・ドイッチェ・メルクル』誌の任意號に御掲載下さるやう、配慮下されば幸ひと存じます」と述べてゐるが、この「一文」は、フォルスターに對する反駁論文であつて、「哲學に於ける目的論的原理の使用について」(„Über den Gebrauch theoleogischer Prinzipien in der Philosophie“)とすふ標題をもつものであつた。一七八七年の暮、「趣味批判」のための原理乃至「感情」の原理を追求しつゝあつたカントが、同時に「目的論的原理」に關する論文を書いてゐたとすふことは、われわれが看過しえないことである。

一方、時代の思潮は、いはゆる「非合理性」の問題を「目的論」として取扱ふ傾向にあつた。——„Aesthetik“の

問題については、特にバウムガルテン、モーリッツなどが^(一)。カントにおいて、「感情」は「非合理性」の問題の象徴ともみらるべきものであつた。^(二)従つて、「感情」の問題が、「目的論」として取り上げられることになるのは、自然の勢でもあつたのである。

このやうなカントの關心と、時代の思潮は、「感情の先天的原理は可能であるか」といふ問題を、「感情の原理は目的論的原理として可能であるか」の問題に變へることゝなつた。そしてこれによつて、原理發見へのヒントが與へられたと考へられるのである。

以上のやうにして「目的論」及び「感情」の體系における位置づけが、カントの課題となつた。

それでは、カントを發見の道へと導いた「人間心情における體系的なるもの」とは何か。

先づ「認識判斷」における圖式論の關係を、「趣味判斷」に適用した事實をこの「體系的なるもの」として一應考へることもできぬことはない。しかし、カントが「體系的なるもの」について、「これに一驚し、またできるならば、これを闡明するための材料を、それは私の餘生にとつて十分な程提供して呉れるであらう」と述べてゐる點などから推しても、これがここで考へられてゐる「體系的なるもの」であるとは考へられない。それはせいぜい研究を促進させるに役立つた二義的な意味をもつものにすぎない。

ここに考へられてゐるところのものは、さらに本質的な問題に關聯をもつものと思はれる。すなはち、それは「體系の原理相互間にみられる緊密なる關係」に關するものであらうと考へられる。

カントは、「これまでに考察した諸能力の分析は私をして人間の心情の中に體系的なるものを發見せしめた」と述べてゐるが、「これまでに考察した諸能力」とは、勿論「認識能力」及び「欲求能力」を指すのであらう。そして、これらの能力の「分析」が、それぞれの先天的原理を發見せしむることになつたのである。

それでは、「認識能力」ならびに「欲求能力」に對する先天的原理を發見するに至つた「分析」とはいかなるものであるか。

それは、簡単に述べると次のやうになる。

「その領域の存在を可能ならしめてゐる問題全體の認識を、成立せしめるところの條件を、それぞれの心情能力において求めること」と。

カントは先づ、「認識能力」の分析——「純粹理性批判」において、——によつて、自然の存在を「自然概念」——「純粹悟性の法則」に基礎づけ、次に「欲求能力」の分析によつて、——「實踐理性批判」において——「道德的世界」の存在を「自由概念」——「自由」なる理念に基礎づけたのである。

それでは、カントはこの兩領域相互の間、ならびにその生産的條件すなはち、原理相互間にかなる體系的なるもの——關係を見出したであらうか。

先づ兩者、自然概念或ひは悟性概念と自由概念は、ともに現象の領域に妥當する。しかし、根本的に違つた仕方において。すなはち、前者は經驗の原則を與へ、その妥當性はただ理論的なものにすぎない。これに對して、後者は道德的行爲の原則を與へ、その妥當性はただ實踐的或は、純粹に道德的なものである。従つて、自由概念は自然における何も説明せず、悟性概念は道德的世界における何も基礎づけない。兩者のこのやうな相違は、單にその原理の妥當性に關してのみ認められるものではない。それぞれの原理の能力の間にも認められるのである。

自然概念による立法は悟性を通じて行はれ、そして理論的である。自由概念による立法は、理性に基づいて行はれ、そして單に實踐的である。理論的立法はただ認識のためにのみ妥當し、これに對して、實踐的立法はただ意志に對してのみ妥當する。このやうにして、自然が自由に、感性的世界が道德的世界或ひは超感性的世界に、自然諸概念が自由概念に對すると同様に、悟性は理性に、認識能力は欲求能力に、理論的心情能力は實踐的心情能力に對立す

る。これらの對概念相互の間には、超えがたい間隙がある。

それでは、この自然概念の領域たる感性的なるものと、自由概念の領域たる超感性的なるもの、この二つの世界は、全然、相互に關係しえないかといへば、——さうではない。なるほど、前者の世界から後者の世界への遷移は不可能であるが、逆に、後者の世界の前者の世界に對する影響は可能なのである。後者の世界は、その影響を前者の世界に向つて與ふべきものである。

けだし、自由概念はその法則によつて課せられた目的と感性的世界において實現すべきもの。自由の本質は、自然の中に實現せらるべきものであり、理性は悟性を方向づけるべきものであるからである。

このやうにして、心情諸力——「認識能力」及び「欲求能力」——の「分析」は、「自然」及び「道德世界」の領域に、それぞれ先天的原理を發見せしめるとともに、その領域ならびに原理間に、體系的な聯關のあることを教へるのである。

この「人間心情中における體系的なるもの」の發見は、カントに次のことを教へ、また豫想させる。

すなはち、三種の心情能力中、最後に残されてゐる「快・不快の感情」の分析は、やはりその先天的原理を發見せしむるに違ひないといふこと。それと同時に、その原理ならびに領域——たとへ個有の領域でなくとも、或種の——は、前二者を媒介し、超感性的なる世界から感性的なる世界への移行を可能ならしむるものであるといふこと。——兩者の統一を可能ならしむる根據となることを。

このやうにしてカントは、新しい領域のためにも、生産的な原理を求め、それを「美的反省作用」(die ästhetische Reflexion) にあつて獲得したのである。

なぜならば、そこには意識の新しい領域のための生産的な力が認められるからである。そして、この「美的反省作

用」においてえられたところの原理が、すでに述べた「心情諸力の活動における合目的性」の原理であつたのである。——

註(一) 之でつらうは、すでに述べた。

(II) Bäumler, *ibid.* S. 302.

(III) *vgl. ibid.* S. 305.

十五

それでは、この合目的性の原理は、自然に對する「悟性法則」及び道德世界に對する「理性の自由」、この兩者を統一するところの原理たりえたであらうか。

先に述べたやうに、「心情諸力」(「認識諸力」)は「悟性」と「構想力」とであつた。「悟性」は概念の能力であり、また、法則を與へるところの能力でもある。その立法は、自然を領域とするものであつた。これに對して「構想力」はどうか。それは一面、「先驗的構想力」であるとともに、他面、「美的理念を表現するところの能力」でなければならなかつた。われわれが特に今、注意しなければならないのは、「構想力」のもつ第二の機能である。

「構想力(生産的認識能力としての)は、すなはち、現實の自然が與へるところの素材からして、いはゞ、或る他の自然を創り出す際においてはなほだ強力な力をもつ。……この場合にも、それは常に經驗と類比的の法則に従ふのではあるが、しかも同時に、より高く理性の中に横はるところの諸々の原理にも従ふのであつて、この際われわれは、聯想の法則から放たれた自由を感じる。」「構想力」のこのやうな表象は、理念と呼ばれる。なぜならば、「一面において、それらが經驗の限界を越えて横はる或るものに向つて、少くとも努力するものであり、また、このやうにして理性概念(知性的理念)の表現に接近しようとするのが、やがて、それらに對して、一種の客觀的實在性の觀を

與へるがゆゑに、また、他面において、且つ主なる理由として、内面的直観としてのそれらに對しては、凡そいかなる概念も充分に適合することができないゆゑに。」

さらに「構想力」と「理性」との関係は、「崇高論」の中にも見られる。すなはち、美の判定において、美的判断力が「構想力」を自由の遊動の中に「悟性」と關係づけ、それによつて、これをその諸概念と一般的に（それを規定することなしに）合致せしめようとしたと同様に、「崇高の判定においては、美的判断力は構想力を理性と關係せしめ、以てこれをその諸理念と（いかなる理念かは規定せず）主観的に合致せしめようとする。」

従つて、このやうな判断の普遍妥當性の要求は、「構想力を理念の能力たる理性へ關係づける」ことによつて、主観的に、すなはち、「人間における道德的感情の前提の下において」のみなされるのである。

このやうに理性の「理念」に關係し、また、自ら「美的理念」の能力であるところの構想力は、それ自身においても「理念的」なるもの、「理性的」なるものを含むものでなければならぬ。でなければ、以上のやうな「構想力」の機能を認めることは、けだし難しいであらう。

「自由における構想力」、或ひはまた「構想力は概念なしに圖式化する點に、正にその自由が成立する」といふ風に到るところにおいて、「構想力」の自由が認められてゐるのはこのゆゑでなければならぬ。「認識諸力の活動」を、「自由活动」たらしめるものは、このやうな「構想力」の働きによるものである。

「趣味判断」における「構想力」と「悟性」との関係は、「直観乃至表現の能力」としての前者と、「概念の能力」としての後者との調和における關係であつた。

このやうな「悟性」は、「合法則一般」として、その論理的意味における場合よりも、廣い意味をもつものと考へられる。すなはち、「悟性」はその最も一般的意味に従つて。カッシャーがいふやうに、「端的に限定としての能力」(das Vermögen der Grenzsetzung schlechthin)と考へらるであらう。カントが「法則なき合法則」(Gesetzmissige Freiheit)

ohne Gesetze)と説明してゐるのはこの意味に外ならぬ。

このやうな能力であるところの「悟性」によつて、「構想力」は一種の制約を受ける。これが「構想力」は「概念なしに圖式化する」ことによつて、「自由」を獲得するといふカントの言葉の意味であらう。そしてこのやうな「悟性一般」と「構想力一般」との關係は、單なる「包攝關係」ではなく、むしろ「調和」(Harmonie) 或ひは「協和」(Zusammenstimmung)の關係と考へられねばならなかつた。そこに「趣味判断」と「論理的判断」との判断作用における「認識諸力」の關係の相違が認められたのである。

一方、「構想力」はその「自由性」において考へられなければならない。従つて、「構想力」と「悟性」との調和は、「自由における前者が、合法則性における後者との協和」の關係とみられるのである。このやうな關係よりみれば、カントが、「趣味とは、對象を構想力の自由なる合法則性(die freie Gesetzmässigkeit)との關係において判定する能力である」と述べてゐる意味も理解せられるであらう。

彼が、その „Redoxion“ 中に、「認識諸力は、それらが悟性へと一致する限りにおいて、機智及び構想力である」と、記してゐるのは正に以上のやうな「構想力」の意味を豫想してゐると考へられるのである。

かやうにして「構想力」は、その「自由性」において「理性」に、その「合法則性」において「悟性」に關係しうることとなるのである。或る意味において、このやうな「構想力」は、「理性的なるもの」と「悟性的なるもの」を自らの中に含むものと考へられるのである。この點を強調すれば、カント以後の「知的直観」のやうなものを認めることになるであらう。

カントは、⁽⁺¹⁾ „Reflexion“ 中に、「趣味批判」の——これは恐らく「判断力批判」の構想よりも以前、われわれが目下問題としてゐる一七八七年暮或ひは一七八八年の初めにおいてしたためられたものと考へられる——構想と目される「記註」をし、その「序論」の内容とみられる部分に、次のやうに書いてゐる。

「序論 (Einleitung) —— 區分にうつて。(von den Eintheilungen) 兩美的判断には普遍的に傳達されるであらう
 内容の主觀的合目的性が存在する。兩者にあつては、直觀がその判断を規定する。構想力は、悟性及び理性に對して普遍的に傳達しうる綜合を含んでゐる。(Einbildungskraft enthalte die Synthesis, die für Verstand und Vernunft allgemein Mittheilbar ist.)」

ここにおいてカントが、「構想力は理性及び悟性に對して、普遍的に傳達しうる綜合を含んでゐる」と述べてゐるのは、正にわれわれが、上にみてきた「構想力」の「悟性」及び「理性」に對する關係を適切に言ひ表はしてゐるものともいへるであらう。

「構想力」とはこのやうな意味をもつものであつた。新しい意識領域、感情の先天的な原理は、この「構想力」と、先に述べた「悟性」との遊動における合目的性の中に求められたのである。従つて、その原理には、或る關係、いはば、「概念」と「理念」、「法則」と「自由」、「自然」と「究極目的」に對する統一點が見出されるのであり、これによつて「人間心情における體系的なるもの」の全體は完成されることになるのである。

私が先に、「體系的なるもの」を説明して、「體系の原理相互間の密接なる關係に關するもの」であると述べた意味が、これによつて理解せられたであらう。(未完)

註 (一) Kr. d. U. § 49. (11) *ibid.* § 26.

(11) *vgl. ibid.* § 29.

(12) *vgl. ibid.* § 35.

(五) Cassirer, *Leben und Lehre*, S. 336.

(六) Kr. d. U. § 35.

(七) *ibid.* § 35.

(八) *ibid.* § Allgemeine Anmerkung zum ersten Abschnitte der Analytik.

(九) *ibid.* N. 488.

(十) ここで「機智」及び「構想力」——「悟性」へと一致する限りにおける——が認識諸力として考へられてゐるが、このやうな表現は「判断力批判」中にもみられるところである。たとへば、第一節の冒頭には「或るものが美なりや否やを區別するために、われわれはその表象を……、構想力(恐らく、悟性と結合して)によつて主觀へ、しかもその快もしくは不快の感情へ關係つけるのである」と述べてゐる。これは或る意味において、カントが、自己が會つて退けた「直覺的悟性」を、

カント「判断力批判」成立に關する「考察(承前)」

美の判定の場合には許容しようとしてゐるとも考へられるのであるが、今はこれについて多く問題にせずにおかう。

(十一) *ibid.* N. 992.

(十二) „Reflexion zur Anthropologie“ の編纂者であるE・アディケスは、「N. 992. は疑ひもなくその後半において、『判断力批判』のための準備を示してゐるのである」と述べてゐる。

(十三) この『区分』とは、「美的判断」の区分、すなはち「自然の美」及び「自然の崇高」に関する兩判断を指すものと思はれる。

前 號 目 次

文藝特に小説の根源的
構造……………文學博士 植田壽藏

カント「判断力批判」成
立に關する一考察……………文學士 西田秀穂

聖アウグスチヌスにお
ける回心の問題(承前)……………文學士 山田晶